破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３８８号
大阪市城東区関目２丁目８番４―807号
破産者　濱　　英人
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２号
奈良県宇陀市大宇陀小附985番地の５、前住所兵庫県尼崎市昭和南通５丁目117番地
破産者　塩車　　一
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
奈良県大和高田市大中南町４番54―305号ルミエール壱番館
破産者　砂流　雅之
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５７４号
北海道古平郡古平町大字本町40番地
破産者　藤田　孝良
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
茨城県神栖市堀割２丁目22番４号
破産者　大槻　　均
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１３号
茨城県神栖市田畑731番地13リファインドⅡA
破産者　矢野　孝司
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２８号
茨城県鹿嶋市大字平井1128番地220　ミラージ202
破産者　澤田　典代
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第８号
栃木県小山市城東２丁目６番８号
破産者　林鍾綺こと　イム　チヨンキ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３８６号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　１号206
破産者　山口　憲雄
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
埼玉県川口市大字木曽呂428番地の８
破産者　関中　英紀
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市上町２丁目４番地レルムアカシヤ303、更正決定前の住所神奈川県横須賀市二葉２丁目９番11号
破産者　平石　利大
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市上町２丁目４番地レルムアカシヤ303
破産者　平石　惠子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５４４号
静岡県藤枝市瀬古３丁目12番10号　コーポ木村203号室、開始決定時住所静岡県藤枝市志太４丁目９番26号
破産者　井戸上孝夫
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０５号
名古屋市港区港楽２丁目４番22号　コーポ藤森201号
破産者　河田　佳恵
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１２２号
大阪市淀川区三国本町２丁目１番37―501号
破産者　下本　賢吉
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９号
大阪府貝塚市堀１丁目１番13―207号、前住所大阪府貝塚市石才628番地５
破産者　渡辺　幸子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
大阪府和泉市伯太町５丁目１番２号スカイコーポＢ―202
破産者　藤原　要次
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
大阪府貝塚市堤59―３ベルハイツコスモ101号室、住民票上の住所大阪府貝塚市清児665番地３―４―1104
破産者　ガーデンオフィスカワカミこと　川上　起正
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係